

議案第35号

目黒区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区建築審査会条例の一部を改正する条例

目黒区建築審査会条例（昭和58年3月目黒区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「法又は」を「法（他の法律において準用する場合を含む。）又は」に改め、同項第2号中「第94条第2項」の次に「（他の法律において準用する場合を含む。）」を加える。

第5条第1項ただし書中「第94条第3項」の次に「（他の法律において準用する場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

客籍率の緩和

資 料

目黒区建築審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(招集)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、審査会を招集しなければならない。</p> <p>(1) 区長から<u>法(他の法律において準用する場合を含む。)</u>又は法に基づく条例の規定に基づいて同意を求められたとき。</p> <p>(2) 法第94条第2項<u>(他の法律において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づいて裁決するとき。</p> <p>(3)・(4) (現行に同じ。)</p> <p>4 (現行に同じ。)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 会議は、公開とする。ただし、法第94条第3項<u>(他の法律において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づき審査請求の口頭審査を行う場合を除くほか、裁定の評議その他議長が公開することが適当でないときと認められたときは、この限りでない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、審査会を招集しなければならない。</p> <p>(1) 区長から<u>法又は法に基づく条例の規定に基づいて同意を求められたとき。</u></p> <p>(2) 法第94条第2項の規定に基づいて裁決するとき。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 会議は、公開とする。ただし、法第94条第3項の規定に基づき審査請求の口頭審査を行う場合を除くほか、裁定の評議その他議長が公開することが適当でないときと認められたときは、この限りでない。</p>

ときは、この限りでない。

2 (現行に同じ。)

2 (省略)